

**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく
道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、
貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び
新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取
に関する命令の一部を改正する命令について**

1. 背景

第 221 回国会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 35 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和 8 年 6 月 10 日に公布された。

改正法による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 8 年政令第 269 号）に基づき、令和 8 年 10 月 16 日に施行することとされているところ、これに伴い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成 19 年内閣府令・国土交通省令第 2 号。以下「本命令」という。）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

本命令の題名並びに都道府県公安委員会への書面の送付、意見提出、意見を聴く必要がない場合及び処分の通知に係る手続に、改正法により新設された自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に関する規定を追加する改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 8 年 9 月 18 日（金）

施 行：改正法の施行の日（令和 8 年 10 月 16 日（金））